

事業場外の保管場所は300㎡以上

改正廃棄物 処理法 省令を公布、詳細確定

環境省は1月28日、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を公布した。建設廃棄物を事業場外で保管する場合、保管場所の面積は300平方メートル以上とされ、建設系廃棄物の処理責任の元請業者一元化に関する例外事項の出身など詳細部分が決まった。

元請一元化の例外事項では下請業者を排出事業者とみなし、業の許可なしに運搬できる廃棄物を省令で定めた。特別管理産業廃棄物を除き、請負代金の額が500万円以下の建設工事と、引き渡しが行われる建物の瑕疵の修補に関する工事で、請負代金相当額が500万円以下の工事から出る廃棄物とされた。

また、運搬方法についても1回当たりの量が1立方メートル以下であることが明らかならように区分する、事業場の所在地の属する都道府県または隣接する都道府県の区域内に存在する施設（積み替えまたは保管の場所を含み、元請業者が所有）に運搬すること、運搬途中で保管しないこととされた。運搬を行う下請業者はこの規定による運搬であることを証明する書面を携行することとなった。

また、通知の発出や保存は電子ファイルでも可能。通知を受けた者は、収集運搬や処分が終了したというマニフェストの交付を受けていない場合に、生活環境保全上の支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講じると同時に、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

施設の定期検査について、検査期間は、使用前検査を受けた日、直近で行われた変更許可に係る使用前検査を受けた日、直近で行われた定期検査を受けた日のいずれか遅い日から5年3カ月以内とされた。都道府県知事は検査を行ったときは検査の結果を通知する書面を交付するとされた。なお、経過措置として使用前検査が終わっている既存の施設は、施行後1～5年以内に受けることとされた。

施設の維持管理情報の公表について、公表すべき情報は現行法上、記録が義務化されている事項と同じ、各月の維持管理情報は当該月の翌月の末日から3年間。公表方法はインターネットその他の適切な方法で行う。処理業者の優良化の促進として、処理業者の能力や実績が一定の基準を満たす業者は優良業者と認定される。その際の優良の基準が省令で定めた。主なものは、従前の許可の有効期間で事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと、法人に関する情報や事業計画の概要、施設や処理の状況をインターネットで公開し、一定頻度更新していること、ISO14001、エコアクション21などの認証制度で認められている、電子マニフェストの利用が可能、直前の3事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上、法人税を滞納していないことなど。

都道府県知事は優良基準に適合すると認められる場合、優良マークの許可証を交付することとなった。認定の申請は許可更新と同時に行う。ただし、すでに5年以上許可を受けている処理業者は、現在の許可の有効期間満了日までは任意のタイミングで申請可能。

マニフェストA票の保存期間は5年とされ、産業廃棄物の運搬または処分の受託者はマニフェストの交付を受けずに引き渡しを受けてはならず、違反すれば措置命令の対象となる。（関連記事5面に掲載）